

なぜ債権法は改正されるのか

鳥毛 拓馬

要 約

2006年2月に法務省が、民法（債権法）について、抜本の見直しを行うという方針を決定して以降、法制審議会では、民法（債権法）の改正に向けた議論が進められている。民法は私法の一般法であるとされ、日常生活や経済活動などを規律する基本的な法律ではあるものの、この改正の議論は案外、広く知られていないのではないだろうか。民法は1896年（明治29年）に制定され、制定から既に110年以上を経過している。これまでも民法の部分的な見直しは行われてきた。しかし、今回、民法の債権法の部分に関して初めて抜本的な見直しが行われているのである。

本稿では、そもそも債権法とは何か、なぜ債権法の改正が行われようとしているのかという点について説明するとともに、2012年12月まで法制審議会で行われた議論を概観する。民法は、重要な法律であるため、必要な審議期間を十分に確保しつつ慎重に議論が進められており、改正法の成立は早くても2014年以降になることが予想される。

目 次

- 1章 なぜ債権法は改正されるのか
- 2章 主な論点
- 3章 おわりに

1章 なぜ債権法は改正されるのか

1. はじめに

法務省の法制審議会では、民法（債権法）の改正に向けた議論が進められている。民法は私法の一般法であるとされ、日常生活や経済活動などを規律する基本的な法律ではあるものの、この改正の議論は案外、広く知られていないのではないだろうか。民法は1896年（明治29年）に制定され、制定から既に110年以上経過している。これまでも民法の部分的な見直しは行われてきた。例えば、成年後見制度の見直しによる改正（1999年）、担保・執行法制の見直しによる改正（2003年）、条文表現の現代語化及び保証制度に関する部分的な見直し（2004年）、法人制度改革に伴う改正（2006年）などである。しかし、今回、民法の債権法の部分に関して初めて抜本的な見直しが行われているのである。本稿では、そもそも債権法とは何か、なぜ民法（債権法）の改正が行われようとしているのか、という点について説明するとともに、2012年12月まで法制審議会で行われた議論を概観する。

2. 債権法とは

民法は、私人間を規律する法律であり、物を売買したり、金銭を貸借したりする場合の契約、婚姻、離婚、相続などの家族関係などに関する基本的なルールを規定している。

この民法の中で、見直しが進められているのは、いわゆる債権法である。もっとも、債権法という名称の法律があるわけではなく、民法典の一部分である債権編のことが債権法と呼称されているのである。この債権編では、契約、事務管理、不当利得、不法行為とこれらに共通する規定である債権総則が規定されている。見直しの対象となっているのは、このうち債権総則と契約に関する部分を中心である。具体的には、民法第3編「債権」に加えて、第1編「総則」のうち第5章（法律行為）、第6章（期間の計算）および第7章（時効）の規定も対象となる。ただし、事務管理、不当利得及び不法行為の規定は、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定して見直しをすることとされた¹。

3. 改正の議論の経緯

2006年2月に法務省は、民法（債権法）について、抜本の見直しを行うという方針を決定した²。

同年10月には、民法（債権法）改正のたたき台となる案を作成するため学識経験者の有志によって「民法（債権法）改正検討委員会」（以下、検討委員会）が組織された³。この検討委員会はあくまでも私的な研究グループとされながらも、法務省の立案担当者も参加した。

この検討委員会は、2009年3月末に、後の法制審議会における議論のたたき台の一つとなった「債権法改正の基本方針」（以下、基本方針）を取りまとめた。

1) 法務省ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/content/000103338.pdf>

2) 法務省ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji99.html>

3) 民法（債権法）改正検討委員会ウェブサイト

<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html>

1) 法制審議会諮問

その後、2009年10月に法務省の法制審議会が当時の千葉景子法務大臣より諮問を受けた。諮問は以下のとおりである。

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」⁴

これにより、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、同年11月から審議が開始された。審議は、改正の必要性などを議論する「総論」、具体的な論点を議論する「第1読会」および「論点整理」が行われた。前述の基本方針やその他の学者グループの改正案⁵、弁護士会や様々な業界団体の意見をもとに議論が進められた。

2) 中間的論点整理の公表

法制審議会での議論開始から約1年半を経た2011年4月、民法（債権関係）部会において、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下、中間的論点整理）が決定され、同年5月に公表された⁶。中間的論点整理は、3)で後述する中間試案の取りまとめをするために、議論すべき論点の範囲を明らかにし、その論点についての同部会の議論の到達点を確認するものとされている⁷。

中間的論点整理では、議論に取り上げるべき論点を単純に示している場合が多く、特段、論点の結論や方向性は示していない。

ただし、改正の方向性についてある程度のコンセンサスがあったとみられる一部の論点は、その文末が「～とする方向で、更に検討してはどうか。」と表現されており、さらに、より具体的な内容についてのコンセンサスがあるとみられる一部の論点では、「～としてはどうか。」という文末表現が用いられている。これは、例えば、「弁済によって債権が消滅するという基本的なルールについて、明文の規定を設けるものとしてはどうか」といった表現である。民法では、債権を消滅させる行為である弁済について、その原則を規定していないことから、このような原則的な規定を設けようとするものである。

もっとも、これらの文末表現の書き分けは、その論点について法改正をすべきこと等が確定したことを表すものではないとされる。

この中間的論点整理の公表後にパブリック・コメントが実施された。

3) 今後の予定

パブリック・コメント後の2011年7月から中間試案の取りまとめに向けた議論である「第2読会」が開始された。中間試案は、2013年2月をめどに、取りまとめられることになっている。

中間試案公表後に2回目のパブリック・コメン

4) 諮問第88号

<http://www.moj.go.jp/content/000005084.pdf>

5) 民法改正研究会「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案（仮案）」、『法律時報増刊 民法改正 国民・法曹・学会有志案』所収、日本評論社（2009年10月）、時効研究会「時効研究会による改正提案」、『別冊NBL 122号 消滅時効法の現状と改正提言』所収、商事法務（2008年10月）

6) 法務省ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900074.html>

7) 法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」、p.4

トが行われる。その後、法制審議会では、改正法案の原案となる要綱の取りまとめに向けた「第3読会」の議論が行われ、その要綱は、法務大臣に答申される。

さらに、国会で法案審議が行われ、改正法が成立、施行へと至る。

今般の改正の議論において、特段期限は決められていない。これは、民法は、重要な法律であるため、必要な審議期間を十分に確保しつつ慎重に議論を進めることが求められるためである。改正法の成立は早くても2014年以降になることが予想される。

4. 改正の理由

民法は1896年（明治29年）に制定され、1898年に施行されたものであり、制定から110年ほど経過している。この間、明治期に制定されたわが国の基本法についてみると、いわゆる六法の中で民法以外の法律は抜本的な改正が行われている。例えば、日本国憲法は、1946年に大日本帝国憲法（1889年制定）が廃止され、制定されたものである。刑事訴訟法（1948年改正）、民事訴訟法（1996年改正）もそれぞれ改正されている。一方、刑法は、民法と同様に明治期に制定された法律が現在でも適用されているものの、施行以来、時代状況に合わせて、部分的に改正されている。例えば、1947年には、日本国憲法の制定に伴い、皇室に対する罪、妻の姦通罪に関する規定が削除され、公務員の職権濫用罪、暴行罪、脅迫罪の法定刑が加重され、刑の執行猶予を付すことのできる条件が緩和された。1987年には、コ

ンピュータ犯罪に対応するために、電磁的記録不正作出罪・不正作出電磁的記録供用罪、電子計算機損壊等業務妨害罪、電子計算機使用詐欺罪の規定が新設された⁸。

さらに、商法は、1899年に制定された法律が現存しているものの、中身は大幅に変わっている。特に会社に関する法律について、2005年に商法から独立し、新たに「会社法」となっている。

これに対して、民法のうち財産法の部分に関しては、成年後見制度の見直しによる改正（1999年）、担保・執行法制の見直しによる改正（2003年）、条文表現の現代語化及び保証制度に関する部分的な見直し（2004年）、法人制度改革に伴う改正（2006年）などが行われたものの、これ以外に関しては制定当時のまま現在に至っている。

前述のとおり、民法改正の諮問から、今般の改正目的は、①民法を制定以来の社会・経済の変化に対応させること、②国民一般に分かりやすいものとする——が中心となっている。

①は、明治時代に制定された民法を、現代の取引事情に合わせるために改正（現代化）するということである。

②は、判例ルールを明文化、不明確な条文の明確化、さらには、書かれていない前提、原理、定義を補う、という3つの意味があるとされる⁹。民法制定以来、わが国の裁判実務では、多くの判例が形成された。現在の実務は、この判例をもとに動いている。ところが、判例は、条文から読み取ることにはできない。このため、民法を国民一般に分かりやすいものとするべく、判例法理等を明確化する必要があるとされる¹⁰。判例を十分に理解

8) 「法律論叢第70巻第4号」、p.177

9) 『NBL』978（2012.6.1）号、商事法務、p.11

10) 法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」、p.2

していなければ民法が使えないというのは問題であり、判例法理等を明文化して、国民にとって民法を分かりやすいものとする必要があるとされる¹¹。また、確立した判例だけでなく異論のない解釈で、これらをもとに実務が行われているのであれば、そのような解釈をルール化して、条文に明記すべきということも言われている。条文となっていないければ、弁護士などの法律の専門家ではない一般の人は、ルールがよく分からない。法律の専門家のみならず、一般人が読んで分かる民法にすべきということが求められているのである。

さらには、国際的視点から民法を改正すべきということも言われている。2011年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、各分野において当面、重点的に取り組む施策として、「更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）」という項目の中に、経済連携の推進や世界の成長力の取り込みとして、「国際的にも透明性の高い契約ルールの整備を図るため、経済のグローバル化等を踏まえ、2013年初めまでに民法改正の中間試案をまとめる」としている¹²。

日本以外の国を見ると、債権法ないしは契約法の改正や現代化の動きがある。例えば、ドイツでは、2001年に債務法が改正されている。これを受けてフランスでも契約法の改正の議論が行われている。EUでは、共通の契約法を作ろうとする動きもある¹³。

一方、アジアについて見ると、1999年には中国で新たな契約法が制定された。ベトナムでは

2005年に改正民法が成立し、2007年にはカンボジアで民法が制定された。それぞれ日本の支援を受けて整備されたものである。

このように世界の国々で民法、特に債権法（契約法）が改正されている中で、日本の民法が110年以上前の法律ということになると、世界の人々には理解されにくい。結果として、国際取引における準則法がわが国の法律ではなく、外国の法律となるケースが多くなる。このため、企業によっては、外国法の調査費用など余計にコストがかかるとともに、リスク判断が不透明になるとされる¹⁴。

このため、わが国の民法を世界の人々に分かりやすくするために改正されるとも言われている。

さらに、民法に消費者概念を導入すべきではないかということが、改正理由として考えられている。現代の国民が行う取引は、多くの場合、消費者として事業者と取引を行っている。一方、消費者と事業者の間には知識や経験に差がある。このため、消費者と事業者との間で締結される契約については、民法の一般的な原則とは異なるルールを適用すべきであるということが言われているのである¹⁵。ただし、現在行われている議論は、民法に消費者概念を導入するか否かということではなく、必ずしも消費者保護を民法で図るということではなく、紛争の合理的な解決・予防という観点から、消費者について特則を設けた方が機能するのではないかという議論であるとされる¹⁶。

11) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2009年12月22日）「部会資料3」、p.1

12) 国家戦略室ウェブサイト

<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20111226/20111224.pdf>

13) 民法改正（内田）、p.63

14) 日本経済新聞 2011年7月29日付朝刊「経済教室」紙面

15) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年10月23日）「部会資料49」、p.16

16) 『NBL』978（2012.6.1）号、商事法務、p.21

2章 主な論点

以下では、中間的論点整理で列挙されている論点のうち、民法の現代化に関わる論点の中から、短期消滅時効、法定利率、約款、債権譲渡、金銭債務の免責、時効の停止、サービス契約について取り上げる。確立した判例ルールを明文化するものとして、契約締結過程における説明義務・情報提供義務を、金融・証券にも関わるものとして消

費貸借の論点について概説する。

1. 短期消滅時効

民法では、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する」(第167条第1項)として、いわゆる債権の消滅時効についての原則的な規定をしている。この規定のほかに、職業別の細かい区分に基づいて、1年から3年を時効期間とする短期消滅時効制度というものがある。例えば、旅館の宿泊

図表 1 中間的論点整理における民法改正の対象項目

第1 債権の目的	第33 代理
第2 履行請求権等	第34 条件及び期限
第3 債務不履行による損害賠償	第35 期間の計算
第4 賠償額の予定	第36 消滅時効
第5 契約の解除	第37 契約各則—共通論点
第6 危険負担	第38 売買—総則
第7 受領遅滞	第39 売買—売買の効力(担保責任)
第8 債務不履行に関連する新規規定	第40 売買—売買の効力(担保責任以外)
第9 債権者代位権	第41 売買—買戻し, 特殊の売買
第10 詐害行為取消権	第42 交換
第11 多数当事者の債権及び債務(保証債務を除く。)	第43 贈与
第12 保証債務	第44 消費貸借
第13 債権譲渡	第45 貸貸借
第14 証券的債権に関する規定	第46 使用貸借
第15 債務引受	第47 役務提供型の典型契約(雇用、請負、委任、寄託)総論
第16 契約上の地位の移転(譲渡)	第48 請負
第17 弁済	第49 委任
第18 相殺	第50 準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定
第19 更改	第51 雇用
第20 免除及び混同	第52 寄託
第21 新たな債権消滅原因に関する法的概念(決済手法の高度化・複雑化への民法上の対応)	第53 組合
第22 契約に関する基本原則等	第54 終身定期金
第23 契約交渉段階	第55 和解
第24 申込みと承諾	第56 新種の契約
第25 懸賞広告	第57 事情変更の原則
第26 第三者のためにする契約	第58 不安の抗弁権
第27 約款(定義及び組入要件)	第59 契約の解釈
第28 法律行為に関する通則	第60 継続的契約
第29 意思能力	第61 法定債権に関する規定に与える影響
第30 意思表示	第62 消費者・事業者に関する規定
第31 不当条項規制	第63 規定の配置
第32 無効及び取消し	

(出所) 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」(平成23年5月)から大和総研作成

料や飲食店の飲食料は消滅時効が1年とされる。短期消滅時効制度については、原則的規定と特に理論的に区別される理由がないといわれている。例えば、短期消滅時効として、医師、助産師や薬剤師などの診療債権は3年、弁護士の職務に関する債権は2年と規定されている。一方、マッサージ指圧師や司法書士など医師や弁護士と近接する職業の債権の時効期間は、短期消滅時効が適用されないため、原則どおり10年となる。このような不合理な規定である職業別の短期消滅時効制度を廃止することが検討されている¹⁷⁾。

短期消滅時効制度を廃止した場合には、新たな時効期間として、上記の10年間という時効期間を5年間に短期化することや、10年間という時効期間は維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間にすることなどが提案されている¹⁸⁾。

2. 法定利率

民法では、利息を支払うべき場合について、特約がなければ、その利率を年5%としている（民法第404条、民事法定利率）。

この利率は、現在の金利水準と乖離するため、見直しの必要性が指摘されていた。そこで、利率を今日の市場金利等を反映したものに改めることが提案されている¹⁹⁾。

さらには、利率の固定制を改め、一定の期間ごとに一定のルールに従って市場金利等を考慮して法定利率を変更し得る仕組み、すなわち、変動制

を採用することも検討されている。

中間試案のたたき台では、当面、年3%という数値が提示されている。あわせて、変動制を採用した場合には、基準貸付利率を指標とし、その具体的な改定の仕組みにつき、緩やかに変動を生じさせる観点から、年1回に限り、かつ、例えば0.5%刻みで改定することが提案されている²⁰⁾。

3. 約款

1) 定義、組入要件

契約は、契約当事者同士の合意によって成立するというのが原則であるが、必ずしも全ての契約に当事者同士の合意が明確にあるわけではない。特に消費者が契約を行う場合には、完成している契約を受け入れていることが多い。例えば、公共交通機関を利用する場合にその都度契約を締結するわけではないし、一般的には、金融サービスを受ける場合に、個人と金融機関が個別に契約条件を決めるわけではない。一方があらかじめ作成した契約条項、すなわち約款に基づいて、消費者は契約を行うことが多い。

もっとも、民法は、約款に関して規定していない。民法制定時に約款自体は存在していたが、約款が新たな取引形態として研究されるようになったのは、20世紀半ば以降とされる²¹⁾。

約款は、大量の取引を合理的、効率的に行うための手段として、証券取引約款、保険約款、銀行取引約款など様々な分野で利用されている。

約款については、約款使用者によって契約内容が一方的に決定され、交渉によって修正すること

17) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2011年10月11日）「部会資料31」、p.1

18) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年11月27日）「部会資料52」、p.11

19) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2011年10月11日）「部会資料31」、p.53

20) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年12月4日）「部会資料53」、p.29

21) 『NBL』978（2012.6.1）号、商事法務、p.11

が原則として予定されておらず、相手方が約款の内容を認識していないことも多いとされる²²。

現在の議論では、約款が使用された取引の法的安定性を高めるため、約款を契約内容とするための要件（以下、組入要件）に関する規定を民法に設けることが提案されている。

約款の組入要件について規定を設けるとした場合、まず、そもそも約款とは何か定義される必要がある。この点については、「(多数の契約に用いるために) あらかじめ定式化された契約条項の総体」²³ という定義が提案されている。

次に、約款の組入要件の一つとして、約款使用者の相手方が契約締結時までに約款の内容を認識する機会があることが必要である旨の規定を設けることが提案されている²⁴。また、約款の内容を認識する機会としては、相手方が約款の内容を知りたいと考えた場合に、合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が保障されなければならないという考え方が提案されている。この考え方の具体例の一つとして、法制審議会の資料では、契約締結前に、書面、コンピュータの画面上、契約締結場所での掲示などの方法により、相手方が特段の行動を起こすことなく約款の内容を知ることができるようにしておくことが挙げられている²⁵。

このような提案が実現すれば、必ずしも相手方への約款の提示や書面の交付まで要求されるものではないと考えられるため、特に約款に関する現行実務に大きな影響はないものと思われる。

2) 不当条項規制

契約当事者は、自由に契約内容を決定することができるのが原則である（契約自由の原則）。しかし、契約に含まれる条項の内容が、一方の当事者に対して不当に不利益がある場合には、その条項の適用が否定される場合があるとされている²⁶。現行では、契約の内容に着目して契約条項を規制するための規定として公序良俗を規定した民法第90条があるものの、その文言は抽象的であり、どのような場合にこの規定を用いるのか予測することが困難であるとされる²⁷。そこで、契約内容の合理性を担保するための具体的な規律、すなわち、不当条項規制を民法に置くことが議論されている。例えば、ドイツ民法では、「約款に含まれる規定は、当該規定が信義誠実の原則に反して約款使用者の契約相手方を不当に不利益に取り扱うときは、無効とする」という規定が置かれている。さらには、ある条項が不当と評価されるかの予測可能性を確保する観点から、不当条項のリストを具体的に規定するという考え方も議論されている。

4. 債権譲渡

債権譲渡に関しては、現行規定の変更が検討されている。

債権譲渡とは、債権の同一性を保ちながら契約によって債権を移転させることである²⁸。AのBに対する債権をAがCに譲渡すれば、Cが新たにBの債権者となる。この際、債権者A C間の譲渡

22) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.13

23) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.16

24) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.20

25) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.25

26) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.36

27) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月26日）「部会資料42」、p.37

28) 民法Ⅲ（内田）、p.201

に際して、債務者Bの承諾はいらない。ただ、債権者Aと債務者Bの契約により債権の譲渡を禁止することはでき、これを「悪意」の第三者Cに対抗することができるとしている（これを譲渡禁止特約という。民法第466条第2項）。譲渡禁止特約は、過酷な取立てをする高利貸しへの譲渡で弱い債務者が被害を受けないために設けられたものとされる²⁹。

現在の議論では、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の支障となっているという指摘がある。このことから、特に中小企業による資金調達の可能性を拡充するために、一定の種類の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができないとするなど譲渡禁止特約の効力を制限することが提案されている³⁰。

5. サービス契約

現行の民法が典型的な契約として想定しているのは、不動産売買契約であるとされる³¹。このため、各種金融サービス契約など一方の当事者が他方の当事者に対して役務を提供することを内容とする役務提供契約についての条文は、民法にはほとんど置かれていない。

民法では、役務提供契約の典型契約³²として雇用、請負、委任および寄託に関する規定を定めているのみである。請負は仕事の完成を目的とするのに対し、雇用と委任は役務提供者が仕事完成義務を負わない契約とされる。また、雇用は労働

者が使用者の指揮命令に服するのに対し、委任は受任者が事務処理についての自主性を留保している契約とされる。寄託は、他人の物を保管する契約である。

現代では、役務の提供を目的とする様々な契約が現れており、このため、新しい役務・サービスに対して、既存の典型契約の規定によってはこれらの契約に十分に対応できないのではないか、という指摘もなされている³³。

そこで、現在の議論では、役務提供契約（サービス契約）のうち、雇用、請負、準委任を含む委任または寄託以外のものを対象として、報酬に関する規定、契約の終了に関する規定等を設けるという考え方が提案されている³⁴。なお、既存の典型契約についても見直しを検討されている。例えば、法制審議会資料では、請負契約の規定の適用対象を成果が契約に適合しているかどうかを注文者が確認した上で受領するというプロセスが予定される契約類型に限定すべきとの考え方が示されている³⁵。また、準委任についてもその適用対象が無秩序に拡大してきたとの指摘を踏まえ、その適用対象を対外的な事務の処理契約に限定するという考え方が示されている³⁶。

6. 時効の停止

民法には、自然災害が起きた場合に不都合な規定が存在するとされる³⁷。その一つが消滅時効の停止制度である。消滅時効の停止制度とは、時効

29) 『ビジネス法務』2012年9月号、中央経済社、p.13

30) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年3月6日）「部会資料37」、p.2

31) 民法改正（内田）、p.189

32) 民法が典型的な契約類型として規定している13種類の契約のこと。

33) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年8月28日）「部会資料46」、p.93

34) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年8月28日）「部会資料46」、p.92

35) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年8月28日）「部会資料46」、p.94

36) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年8月28日）「部会資料46」、p.94

37) 民法改正（内田）、p.202

の進行が一時中断する制度である。ちなみに、民法には、時効の中断という制度もある。これは、時効の進行が単に「中断」するのではなく、進行した時効期間があたかもリセットボタンを押したようにゼロになるというものである³⁸。

消滅時効の停止制度の一つとして民法第161条では、「天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない」という規定がある。

この規定に対しては、天災等には様々な程度のもがあり、例えば、東日本大震災のような深刻な被害をもたらす自然災害の場合、震災発生から2週間以内に、裁判所に訴えを提起することを被災者である債権者に求めるのは困難であると指摘されている。すなわち、この2週間という停止期間は短すぎると言われている。現在の議論では、天災等による時効の停止の期間を他の停止事由と同等のものに長期化すること（例えば6カ月とすること）が提案されている³⁹。

7. 金銭債務の免責

金銭債務については、民法第419条第3項で「債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない」とされている。これは、債務者が履行期に金銭を提供しない場合、帰責事由がなくても損害賠償責任を負うとする規定であり、債務不履行に基づく損害賠償の要件の例外とされる。例えば、洪水や地震のために準備した金銭を支払うこ

とができなかった場合や、決済システムが天災によるシステム障害で利用不能となったために送金することができなかった場合についても免責されず、損害賠償責任を負うことになっているのである。このような例外が認められたのは、金銭は利息を払えば入手できるものであり、履行不能になることはないという理由によるものである。

この見解に対しては、金銭債務だけを厳格に考える理由はないのではないかという指摘もある⁴⁰。

中間試案のたたき台では、金銭債務の履行遅滞について、債務不履行の一般原則、すなわち、契約による債務の不履行が、当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、免責され得ることを前提に、契約によって生じた金銭債務については民法第419条第3項を適用しないものとしている⁴¹。

8. 契約締結過程における説明義務・情報提供義務

契約を締結するかどうかを判断する際に必要となる情報は、当事者が自己責任で収集するのが原則である。しかし、一方の当事者が相手方に対して説明義務や情報提供義務を負う場合がある。例えば、裁判例では、金融商品の販売に当たってリスクを説明する義務を認めたものがある⁴²。また、契約によっては、説明や情報の提供それ自体が契約の目的（の一つ）となっている場合がある。例えば、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義

38) 民法I（内田）、p.319

39) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2011年10月11日）「部会資料31」、p.26

40) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2011年11月29日）「部会資料34」、p.15

41) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年12月4日）「部会資料53」、p.41

42) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月5日）「部会資料41」、p.23

務を負うとした判例がある⁴³。

現在の議論では、これらを踏まえて、現行民法には規定のない説明義務・情報提供義務に関する規定を新たに設けることが提案されている。

規定を設けるということに対しては、当事者の立場や情報量などは契約ごとに異なり、説明義務が認められる範囲を一律に明文化することは困難だとする指摘もある。仮に明文化しても、規定によっては説明義務が過剰に強調され、不要な説明義務が課されることで企業の事業活動が阻害されることが懸念されている⁴⁴。

なお、説明義務や情報提供義務に関する規定が設けられた場合でも、現在信義則に基づいて私法上認められる説明義務・情報提供義務と業法上の説明義務との関係が変更されるものではないとされている⁴⁵。

例えば、金融商品取引法（以下、金商法）では、金融商品取引契約及びその締結過程での説明において、金融商品取引業者等と顧客との間における情報の非対称性の存在を前提に、顧客に対する誠実義務（金商法第36条第1項）に基づき、適合性の原則に則った説明を行うことが求められている（金商法第38条第7号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第117条第1項第1号）。

この金商法上の説明義務に関して、民法が改正されても、その説明義務や情報提供義務が拡充されたり重疊的に適用されたりすることはないものと思われる。

9. 消費貸借

消費貸借とは、当事者の一方が種類、品質、数量の等しい物をもって返還することを約して、相手方から金銭その他の物を受け取ることによって効力を生ずる。目的物の引渡しがない限り、契約の成立が認められないものであり、目的物の授受が必要な要物契約とされる。

しかし、この消費貸借契約を要物契約とするには問題もあるとされる。例えば、金融業者が金銭の貸借を行う場合、まず、公正証書を作成し抵当権を設定した後に、対象物であるお金を貸すということが行われる。すなわち、消費貸借契約が成立する前に、公正証書が作成され抵当権が設定されるため、公正証書や抵当権の効力について疑義が生じかねないとの指摘がある⁴⁶。また、融資の約束をしたにもかかわらず金銭の引渡しがされるまで契約は成立しないとすると、借主がその融資を前提として事業計画を立てられないという指摘もある。

そこで、現在の議論では、消費貸借における要物性の見直し、すなわち、消費貸借の成立要件として、金銭その他の物の交付を要しないで成立するものとしてはどうかということが提案されている（諾成契約化）。諾成契約とは、当事者の合意のみで成立する契約である。

消費貸借を諾成契約として規定する場合、貸主、借主は次の義務を負うことを規定することが提案されている⁴⁷。

43) 最判平成21年1月22日民集63巻1号、p.228

44) 法制審議会 民法（債権関係）部会第49回会議（2012年6月12日）議事録

45) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年6月5日）「部会資料41」、p.25

46) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年7月31日）「部会資料44」、p.23

47) 法制審議会 民法（債権関係）部会（2012年7月31日）「部会資料44」、p.25

48) 『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』に対する意見（平成23年8月1日）、日本証券業協会

49) 『ビジネス法務』2012年9月号、中央経済社、p.13

- ① 貸主は、借主に対し、金銭その他の目的物を引き渡す義務を負うこと
- ② 借主は、貸主に対し、目的物の引渡しを受けた後、それと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をする義務を負うこと

現行と異なり、①のように貸主に「貸す債務」が生じるとなると、貸主は消費貸借の対象物を調達する必要がある。調達後、仮に借主が消費貸借契約を解除すると、貸主は契約において得られるはずであった利息等が得られなくなる一方で、対象物の調達に伴う支払利息等の負担は残るという不都合が生じる。

金融商品取引業者等が行う消費貸借についてみると、信用取引等が、顧客（消費者）を借主、金融商品取引業者等を貸主とする消費貸借に該当する。顧客（消費者）に対して有価証券等金銭以外のものを貸すことが予定されていた場合に、仮に借主が消費貸借契約を解除すると、当該消費貸借のために調達した有価証券等を他の用途に転用することは難しく、貸主である金融商品取引業者等が損害を被る危険性が大きいと懸念されている⁴⁸。

3章 おわりに

2009年10月の法務大臣の諮問以降、順調に改正の議論が行われており、2013年2月には中間試案がまとめられることになっている。法案策定に向けて着実に進んでいるといえる。改正が予定されている項目の多くは、実務を変更しなければならないものではないとの指摘もある⁴⁹が、現在行われている議論に懸念事項がある者は、今後公表される中間試案に注目し、パブリック・コメントにおいて、意見を表明する必要があるだろう。

う。これまで、民法の大幅な改正が行われてこなかったことを考えると、今回、改正が行われれば、当分の間、大きな改正は行われたいものと思われる。また、改正後の条文について、仮に不明確な部分があった場合に、その解釈のための新たな判例や学説が形成されるには相応のコスト、時間、労力がかかるであろう。したがって、改正後の条文が明確なものとなるためにも、多くの人の意見表明やコメントが重要になるものと思われる。

一方で、冒頭にも指摘したとおり、この民法改正の議論について、多くの国民は知らないものと思われる。民法は、私法の一般法であるとされ、国民の日常生活や経済活動などを規律する基本的な法律であることから、改正に向けた作業が行われていることを、法務省を含む関係者は、国民に対し周知する必要があるのではないだろうか。改正の議論に対して、法律の専門家や企業法務の担当者のみならず、広く国民の関心が集まることを望んでいる。

【参考文献】

- ・法務省法制審議会 民法（債権関係）部会資料
- ・内田 貴『民法I [第4版] 総則・物権総論』東京大学出版会、2008年4月
- ・内田 貴『民法III [第3版] 債権総論・担保物権』東京大学出版会、2005年9月
- ・内田 貴『民法改正契約のルールが百年ぶりに変わる』ちくま新書、2011年10月

[著者]

鳥毛 拓馬（とりげ たくま）



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法